

○県型保健所と政令市型保健所の連携のあり方について

I. 「県型保健所と政令市型保健所の連携のあり方に関する意見交換会」

- 【日 時】 : 平成19年2月23日(金) 15時～17時
 【場 所】 : 広島県福山地域事務所 381会議室
 【参加対象者】 : 希望する県型および政令市型保健所関係者等(約40名が参加)
 【内 容】

- 1) 話題提供1: 都道府県の保健所と政令市の保健所のこれから
厚生労働省大臣官房参事官(健康・医政担当)
- 2) 話題提供2: 県保健所と中核市保健所の連携について～福山地域における連携～
福山市保健所・広島県福山地域保健所
- 3) 意見交換 : グループ及び全体での討議と意見交換

意見交換会幹事: 岸本益実(きしもと ますみ)

(広島県福山地域保健所長、平成18年度地域保健総合推進事業分担事業者)

【意見交換会の概要】

広島県福山地域は1つの2次医療圏に県型と中核市型の保健所があり互いに連携しながら保健医療施策を推進している地域であり、今回の意見交換会の開催地となった。

意見交換会は、参加者を7名程度のグループに分けて配置、上記話題提供1及び2、に続いて、事前に参加者に提供をお願いしていた各地の現状及び課題に関する資料(参加者にも資料配布)について説明してもらった後に、グループディスカッションを行った。

論点として(1)自治体として何をしたいのか、(2)国として何をしてもらいたいのか、を例示した。また、医療計画の積み上げは2次医療圏毎に必要であるが、保健所の機能を最大限活用すべき、としたときに、県型保健所と政令市保健所との関係はいかにあるべきで、政令市保健所には何が期待されるのか、といったことについても考えてもらうこととした。グループ討議の後、各グループの代表者に討議内容を発表をしてもらって、質疑を行い、最後に全体でのディスカッションを行い総括をした。

【主な意見】

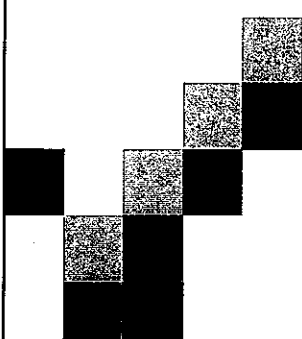
- 合併により、市保健所が広範囲を管轄するようになり、県保健所との関わりが薄くなってきた。自治体間の人事交流などにより、連携を確保したい。
- 医療制度改革における療養病床の再編問題で、県が主管の会議に市の介護保険担当サイドだけに声をかけるのではなく、保健所サイドにも、声をかけるようお願いをした。

組織上連携が難しい場合がある。

- 食品衛生法関連業務において、業者指導基準の統一化を図るため、県と市の合同の食品衛生監視員の会議を行って情報交換をするなどの工夫をしている。
- 医療体制の整備など、法律上の権限が絡む問題では、対応に苦慮することもあるが、法的解釈と市民感情を近づけていけるような努力をしたい。
- 高病原性鳥インフルエンザのような健康危機事案が市保健所管内で起こった場合の県保健所との連携体制を構築したい。
- 近く所属自治体の中核市に移行するため、保健所準備室から参加している。何よりも、いかに県の現行業務をスムーズに引き継いでいくかが課題と考えている。連携の成否が県と市、とりわけ市に大きな影響を与えると考えている。
- 権限に絡む連携の問題（a. 同一権限業務に関する行政判断基準の差異、b. 権限が異なる業務に関して権限をもつ部署への情報提供・収集）
- 管轄区域に絡む連携の問題（a. 区域間の移動に伴う情報提供・収集、b. 広域発生事例に伴う情報提供・収集）
- 国、県、市町村の位置付けと中核市の位置付けの差異に絡む連携の問題（a. 都道府県業務の取り扱いに関する対応、b. 市町村業務の取り扱いに関する対応、c. 県保健所業務の取り扱いに関する対応）
- 国として、各自治体からも見える形で施策を打ち出していきたい。保健所連携の具体的な事例を多く集めて、議論の活性化、集約に生かしていきたい。今後も今回のような会を積み重ねて、一定の整理をしたい。



県型保健所と政令市型保健所の連携のあり方に関する意見交換会(写真)



都道府県の保健所と 政令市の保健所の これから

厚生労働省健康・医政担当参事官
上家和子

保健所の連携に関する意見交換会070223福山

地域保健法における役割

〔地域保健法第三条〕

- **市町村**(特別区を含む)は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。
- **都道府県**は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。
- **国**は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

保健所の連携に関する意見交換会070223福山

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（抜粋）

（第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項）

都道府県の設置する保健所は、

次のような地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化することが必要

- (1) 専門的かつ技術的業務の推進
- (2) 情報の収集、整理及び活用の推進
- (3) 調査及び研究等の推進
- (4) 市町村に対する援助及び市町村相互間の連絡調整の推進

ア 保健所に配置されている医師を始めとする専門技術職員は、市町村の求めに応じて、専門的かつ技術的な指導及び支援並びに市町村保健センター等の運営に関する協力を積極的に行うこと。

イ 市町村職員等に対する現任訓練を含めた研修等を積極的に推進することが重要である。

このため、研修部門の機能強化を図ること。

- (5) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化
- (6) 企画及び調整の機能の強化

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（抜粋）

（第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項）

政令市及び特別区の設置する保健所は、

市町村保健センター等の保健活動の拠点及び福祉部局との間の情報交換等による有機的な連携の下に、

- (1) に掲げる専門的かつ技術的業務の推進、
- (2) に掲げる情報の収集、整理及び活用の推進、
- (3) に掲げる調査及び研究等の推進、
- (5) に掲げる健康危機管理機能の強化
- (6) に掲げる企画及び調整の機能の強化

に努めること。

また、保健所を地域保健医療に対する総合的な企画機能を有する中核機関として位置付け、地域住民のニーズに合致した施策を展開できるようにすることが望ましいこと。

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（抜粋）

（第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項）

■ **市町村保健センターの運営**

- （一） -省略-
- （二） -省略-
- （三） 市町村は、市町村保健センター等の運営に当たっては、保健所からの専門的かつ技術的な援助及び協力を積極的に求めるとともに、・・・
- （四） 市町村は、・・・ 身近で利用頻度の高い保健サービスは、市町村保健センター等において、保健所の協力の下に実施することが望ましいこと。・・・
- （五） 政令市は、保健所と市町村保健センター等との密接な連携を図り、効率的かつ効果的な保健サービスの提供を可能にする体制を整備すること。

実際には・・・

政令市及び特別区の設置する保健所

||

保健所機能

+

市町村保健センター機能

さらに・・・

政令市及び特別区の設置する保健所

||

保健所機能

+

市町村保健センター機能

+

保健行政：市議会対応(答弁責任)

**現行の地域保健法および指針は、
市型保健所の実態的な機能を
ふまえたものになっているか？**

市型保健所と二次医療圏の関係

タイプⅠ
(二次医療圏の一部)



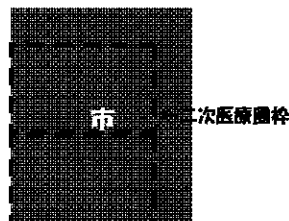
タイプⅡ
(二次医療圏の大部分を占める)



タイプⅢ
(二次医療圏と市が一致)



タイプⅣ・・・例外的
(複数の二次医療圏を持つ市)



タイプⅢ 二次医療圏と一致する保健所設置市

11市(10府県)

(指定都市)

- ・仙台市 (宮城県)
- ・千葉市 (千葉県)
- ・名古屋市 (愛知県)
- ・大阪市 (大阪府)
- ・堺市 (大阪府)
- ・神戸市 (兵庫県)

(中核市)

- ・いわき市 (福島県)
- ・奈良市 (奈良県)
- ・下関市 (山口県)
- ・熊本市 (熊本県)

(その他の政令市)

- ・佐世保市 (長崎県)

**タイプI・II
二次医療圏の一部となる保健所設置市**

46市および23区

(指定都市)

札幌市 さいたま市 静岡市 京都市 広島市 北九州市 福岡市

(中核市)

函館市 旭川市 青森市 秋田市 郡山市 川崎市 宇都宮市

船橋市 横須賀市 相模原市 新潟市 富山市 金沢市 長野市

岐阜市 浜松市 豊橋市 岡崎市 豊田市 高槻市 東大阪市

姫路市 和歌山市 岡山市 倉敷市 福山市 高松市 松山市

高知市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市

(その他の政令市)

小樽市 藤沢市 尼崎市 西宮市 呉市 大牟田市

(特別区)

**タイプIVの市
複数の二次医療圏を持つ保健所設置市**

2市(1県)

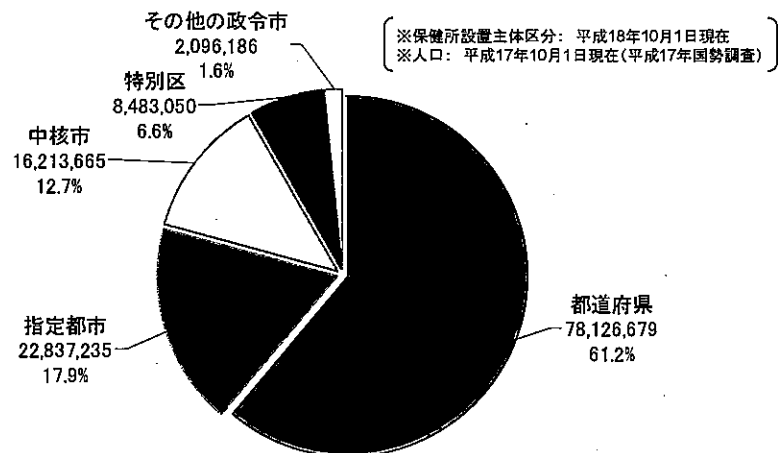
・横浜市(神奈川県)・・・3圏域

・川崎市(神奈川県)・・・2圏域

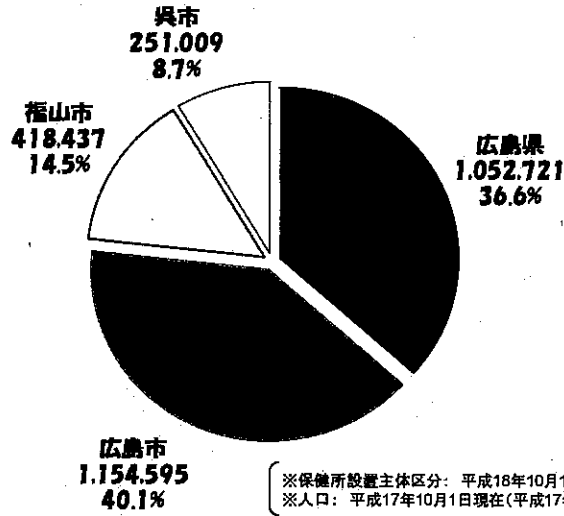
保健所設置市・特別区をもたない県（13県）

- 岩手県
- 山形県
- 茨城県
- 群馬県
- 福井県
- 山梨県
- 三重県
- 滋賀県
- 鳥取県
- 島根県
- 徳島県
- 佐賀県
- 沖縄県

保健所設置主体別管轄人口割合

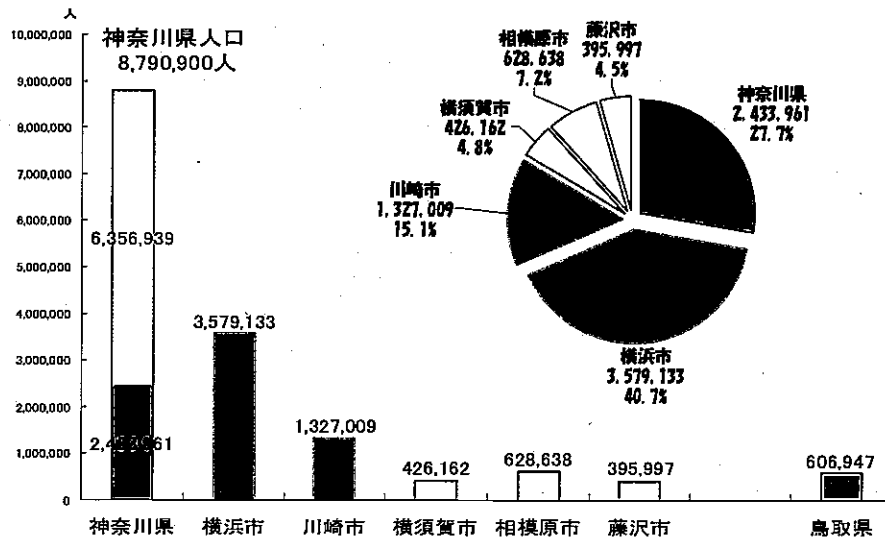


広島県の場合



保健所の連携に関する意見交換会070223福山

神奈川県の場合



保健所の連携に関する意見交換会070223福山

**現行の地域保健法および指針は、
県型保健所と市型保健所の
関係の実態を
ふまえたものになっているか？**

支所の設置について

〔地域保健法第十二条〕

**第五条第一項に規定する地方公共団体は、
保健所の事業の執行の便を図るため、その
支所を設けることができる。**

〔地域保健法第十二条〕

第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の事業の執行の便を図るため、その支所を設けることができる。

(解説)

保健所は、地域保健対策の専門的、広域的、技術的拠点として位置づけられたことから、保健所本所において業務を完結させることが望ましいが、本条は、離島等の地理的要因等により、保健所本所との間の交通に相当の時間を要し、保健所の指導等の徹底が期し得ない等のやむを得ない事情がある場合には、各都道府県、政令市又は特別区の規定により、支所を設置することができる旨を規定したものである。

支所の設置状況

設置主体別保健所・支所数

| | 本所 | 支所 |
|--------|-----|-----|
| 都道府県 | 396 | 84 |
| 指定都市 | 73 | 4 |
| 中核市 | 37 | 6 |
| その他政令市 | 7 | 0 |
| 特別区 | 23 | 31 |
| 合計 | 536 | 119 |

健康局総務課地域保健室調べ：平成18年10月1日現在

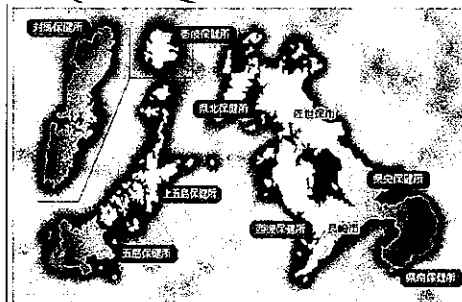
都道府県が設置する保健所・支所の状況

たとえば・・・

| | 本所 | 支所 |
|-----|----|----|
| 北海道 | 26 | 14 |
| 愛知県 | 12 | 9 |
| 兵庫県 | 13 | 12 |
| 富山県 | 4 | 4 |

都道府県が設置する保健所・支所の状況 離島を多く持つ県を見ると・・・

- 長崎県 8保健所
(支所 0)
- 鹿児島県 13保健所
(支所 0)
- 沖縄県 6保健所
(支所 0)



長崎県福祉保健部福祉保健課ホームページ
http://www.pref.nagasaki.jp/f_hoken/hokensyo.htmより

一方、4月から18の支所を設置する予定のY市の場合

- 人口 **3,579,133人** (平成17年10月1日現在)
 - 管内二次医療圏数 **3箇所**
 - 当該県内の人口カバー率 **40.7%**
 - 保健所設置数 **18保健所**
- ↓
- 1保健所(市役所内に設置)+18支所(平成19年4月1日
~)**

**現行の地域保健法は、
保健所支所設置の実態を
ふまえたものになっているか？**

政令市型保健所と県型保健所におけるその他の課題

■ 責任主体の違いによる課題

例えば、

その1) 県が健康増進計画に基き全県的な調査を計画し、
県型保健所が一律に実施することとなったが、政令市が
調査実施に消極的である場合。

その2) 政令市は、周囲の市町村からの受療者が多く、医
療機関からの精神患者、感染症患者、食中毒等の対応に
おいて周囲にある県型保健所との連携が必要となるが、
政令市と県の対応に差がみられる場合。

■ 人材確保における課題

公衆衛生医師の確保・養成における違いはないか。

人事交流を進めることがより一層必要ではないか。

政令市型保健所と県型保健所の これからを見据えて やるべきことは

- 二次医療圏や介護保険法における区域等
の地域の状況等を踏まえた連携のあり方
の検討
- 県と政令市との人事交流による連携
- ネットワークの共有

■ **国として**

- **地域保健法、指針の再検討**
 - **支所の位置づけの再検討**
 - **人事交流の推進**
- をはじめなくてはならない。**

Ⅱ. 岡山市、倉敷市における保健所職員の人事交流

岡山市保健所 中瀬克己

岡山市と倉敷市とは平成17年4月より保健所保健師2名の人事交流を行っている。また平成18年4月より保健所衛生監視員1名の人事交流を加え現在計3名の職員を交流している。各人の交流期間は2年とし、保健師は平成19年度より新たな2名による人事交流の予定である。

岡山市では、平成19年度人事異動方針でも、「人事交流による人材の育成、資質向上」を挙げ、

- ・政令指定都市移行を見据えた国・岡山県への研修派遣
- ・国、岡山県、倉敷市をはじめ他の自治体との交流

を位置づけている。

平成17年8月と18年10月に倉敷市において、平成18年8月には岡山市において保健所職員等を対象とした研修を行い、人事交流によって感じたことと提言を発表して頂き、交流の成果を他の職員にも伝えた。倉敷市では先に保健所を設置した岡山市の詳細を知り展望を持つことが出来、岡山市も政令指定都市を目指す中で自市の保健行政の特徴の理解が深まると共に両市を比較した上での意見を4人から得ることが出来参考となった。

総括的にいえば、中核市という同じ立場での業務を行う自治体での各々の違いを踏まえた将来の課題と展望を得ることができ、交流していない職員にも有意義であった。